

(附表 2) 地域限定保育士の業務に従事した期間の算定に含むことができる施設・事業一覧

施設・事業名	根拠法令
児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項
放課後等デイサービス	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項
一時預かり事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項
家庭的保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項
小規模保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項
居宅訪問型保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項
事業所内保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
病児保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項
乳児等通園支援事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項
一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4
病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）	児童福祉法第 20 条第 1 項
乳児院	児童福祉法第 37 条
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項
児童養護施設	児童福祉法第 41 条
福祉型障害児入所施設	児童福祉法第 42 条第 1 号
医療型障害児入所施設	児童福祉法第 42 条第 2 号
児童発達支援センター	児童福祉法第 43 条
児童心理治療施設	児童福祉法第 43 条の 2
認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む、届出対象の施設。保育士を任命・雇用して行うものに限る。）	児童福祉法第 59 条の 2
認可外保育施設（届出対象外施設。児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 1 号イ（買い物中の顧客の乳幼児のみの保育を行うことが明確に書面等に表示されているショッピングモールの託児所等）及び同条第 2 号（半年を限度として臨時に設置される施設）に該当するものに限る。）	児童福祉法第 59 条 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 1 号イ、第 2 号

預かり保育（子ども・子育て支援法に基づくもの）	子ども・子育て支援法第7条第10項第5号
認定こども園（全類型）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項